

平成29年度 中央区男女共同参画推進委員会（第1回） 会議録

開催日時	平成29年5月18日（木） 午前10時から正午まで	
場 所	中央区役所本庁舎 8階 大会議室	
出席者	委員	袖井会長・竹信副会長・細谷委員・網島委員・河本委員・三田委員・渡部委員・松崎委員・篠原委員・石井委員・遠藤委員・杉本委員・山本委員・林委員・田中委員
	区側	総務課長、女性センター館長、女性施策推進係員 男女共同参画関係施策推進委員会幹事
配付資料	<p>◎会議資料</p> <p>資料 1 中央区男女共同参画推進委員会 委員名簿</p> <p>資料 2 「中央区男女共同参画行動計画2013」進捗状況における評価結果の報告（平成25年度～平成27年度）</p> <p>資料 3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第二十三条</p> <p>その他資料1 中央区男女共同参画行動計画2018（仮称）素案</p> <p>その他資料2 八丁堀駅周辺施設再編計画のコンセプトや整備の方向性について</p>	
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1） 「中央区男女共同参画行動計画2013」進捗状況における評価結果について</p> <p>（2） 「中央区男女共同参画行動計画2018」（仮称）素案について</p> <p>（3） 男性の就労支援について</p> <p>（4） 女性の職業生活における活躍の推進に係る協議会について</p> <p>（5） その他</p> <p>3 閉 会</p>	
委員会経過	別紙のとおり	

委員会の経過（要旨）

1 開 会

2 議 事

(1) 「中央区男女共同参画行動計画2013」進捗状況における評価結果について

●事務局より資料2を説明

→区ホームページに公表する旨、報告。

(2) 「中央区男女共同参画行動計画2018」（仮称）素案について

●事務局より、事前配布資料「中央区男女共同参画行動計画2018（仮称）素案（たたき台）」を説明

【主な意見、質疑応答】

〔基本目標1〕

委 員：24ページにある男性の家事・育児時間が7.5分であり、とても短い。全国ではもっと長いためなぜこれほど短いのか。

事務局：「配偶者のみ就業している家庭」ではなく、「本人のみ就業している家庭」の誤りであった。正しくは、平日が59.7分、休日は159.6分となっているため修正させていただく。

委 員：24ページの「図表3 保育施設の定員数と待機児童数」であるが、待機児童数は、どのように算出しているのか。保育施設定員数と保育施設入所者数の差をみているのか。

所管課：保育施設定員数と保育施設入所者数は、0歳児～5歳児の数を合わせて示している。待機児童数は、保育施設定員数と保育施設入所者数の差をみているものではない。中央区では、待機児童は主に0歳児～2歳児で出ている。0歳児～2歳児の定員数は比較的少ないが、3歳児～5歳児は定員数が増えており、3歳児～5歳児には定員の空きがある。それに対し、0歳児～2歳児は保育園をつくっても定員数が限られており、入れない方が出ている。そのため、0歳児～5歳児の合計で見ると、定員数は入所者数を上回っている場合もあるが、実際に希望している0歳児～2歳児の入所希望者数が大きく定員数を上回っている。ここが待機児童数として出ている数字にあたる。

委 員：今の説明を、注意書として書き加えた方がよい。

〔基本目標2〕

委 員：36ページの「施策の方向」にある「学校等教職員に対する意識啓発」とは具体的に何をしているのか。

所管課：教育委員会では男女平等参画という視点のみならず、高齢者や障害者、性的マイノリティーなど、幅広い人との関わりが出てくるため、人権という観点で人を育てることが大事であると考えている。実際に子どもに教育をしていく教職員はそれを理解して指導していくため、ここでは「意識啓発」と大きく捉えている。まずは相手の人格を広く尊重することを理解することを子どもに指導できる能力を高めるという意味でも研修を毎年、若手の教員や若手を指導する教員、管理職に対し行って、指導体制をつくっているところである。

委 員：その中にDVは入るのか。

所管課：広い意味で入っている。

委員：デートDVにポイントを置いているわけではないのか。

所管課：デートDVに絞った研修のカリキュラムが確立しているわけではない。

委員：暴力の背景として、固定的な性別役割分担意識に《賛成》している人の割合が20代だけ高いことが気になる。デートDVに関わる青年たちが、女性を従属物としてみている可能性があるのではないかと。アニメやゲームの影響が大きいと思う。

委員：大学でもデートDVや固定的な性別役割分担の問題などを聞いたことがない学生がいる。また、性教育をしていない学校もあるだけでなく、若い教員も知らないことがある。若い世代で空白となっているケースが見受けられるため、意識的にもう一度やり直さなければいけないと思う。

事務局：現行計画を策定した際に行った調査では、固定的な性別役割分担意識について、《賛成》は20代男性で26.9%、今回の調査では35.3%と増えている。原因は分からないが、よくない状況である。

委員：教職員対策に力を入れていただきたい。

〔基本目標3〕

委員：51ページの図表1のグラフが「10～4」となっているが「10～14」の間違いではないか。また、49ページの「取り組むべき課題」の中で、「他者」という言葉を用いているが、他の言い方に変更した方がよいのではないかと。

事務局：今後、基本計画との整合性を図りながら言葉の整理をしていきたいと考えている。

〔基本目標4〕

特に意見なし。

〔基本目標5〕

委員：「5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携」に関連して「八丁堀駅周辺施策再編計画のコンセプトや整備の方向性について」というものがあるが、これはいつ完成するのか。

事務局：平成33年である。

委員：「近隣施設との連携」なのか。できれば「近隣施設」だけでなく「地域の方々」や「そこに集う人々」という言葉があれば、連携や施策を行う上での広がりが出てくるのではないかと。地域の施設だけでは物足りないと思う。

事務局：そのような視点で再度検討をさせていただく。

委員：新富区民館までは連携しないのか。

事務局：現時点では、連携の仕方が不明であり、貸し館として扱っているため連携が難しいと考えている。ただし、今後は指定管理者の自主事業の中で連携ができるものがあるのか、所管課と協議しながら考えたい。

委員：そこはどれくらいの広さがあるのか。

事務局：20人～30人が入れる洋室が6部屋ある。新富区民館も計画区域となっているため、貸し館の中で、合同のイベントがあったときに会場として使うことは想定されるが、具体的な連携のあり方については今後検討したい。

委員：アンケート報告書の142ページ、女性センター「ブーケ21」の認知度についてである。「認知・非利用層が4割を超えている」という表現は、「知らない、使っていない」というマイナスなことを前に出していることが気になる。「認知をしている人が5割を超えているため、残りの4割の方々に知ってもらうためにどうするか」といった表現であれば分かるが、女性センターの

立ち上げから関わってきた者としては、非常にさびしい表現である。また、子育て支援センターやシニアセンターなど対象の年代が大体決まっている他の施設の認知度はどれくらいなのか、比較を求めたいと思う。

事務局：前回の調査報告書でもこのような書き方をさせていただいたが、表記の仕方は工夫したい。また、施設の認知度については調査しておらず、比較ができないためご了承いただきたい。

(3) 男性の就労支援について

●事務局より、趣旨を説明

【主な意見、質疑応答】

委員：他の施設や施策の中で若年男性への就労支援をしているところはあるか。

事務局：現在は、主に商工観光課で類似事業をしているが、拠点施設としてではなく、就労事業の一環として行っている。これまで就労支援は、国のハローワークで行っていたが、雇用安定法の改正に伴い、地方自治体でも役割を担うこととなった。商工観光課を中心に、飯田橋にあるハローワークと一緒に男女を問わず若年者の就労支援をしてきた。また、ハローワークとは別に、高齢者にはシルバー人材センターで男女を問わず相談や仕事をしてもらうなどした。働き方改革、ミスマッチなどは、男女の差を強調する必要はないのではないかという意見が区議会であった。若い男性は非正規雇用で結婚ができないという状況もあるため、女性センターで就労支援をするときに、女性だけでなく若い男性も相談を受けられないかという議論がある。実際、江東区では、「こうとう若者・女性しごとセンター」を新たに開設したが、中央区では既存の施設の中の事業として若い男性を対象を加え支援ができないか、いろいろな機会があった方が正規職員としてがんばりたいという人を拾えるチャンスが増えるのではないかと。議事では男性の就労支援と書いているが、ターゲットに考えているのはなかなか正規社員になれない若い男性であり、就労支援なども一緒にタイミングでできないかという趣旨である。さまざまな場で行っているが、もっとレベルアップをしていきたい。

委員：女性センターでは女性の就労支援は行っているのか。

事務局：再就職支援が中心であるが、キャリア講座やキャリア相談も行っている。また、さまざまな相談を受け付けている女性相談の中で就労の相談ができることもある。

委員：再就職支援として、ハローワークにつなげることはあるのか。

事務局：現状ではしていない。相談者の話を聞き、助言をしている。

委員：女性センターで若い男性への就労支援をするというのは、労働相談をするということなのか。

事務局：相談事業になると思う。

委員：実効性があるならば、行う意味があると思うが、イメージが湧かない。

事務局：イメージとしては、さまざまなどろで行っている就労支援を細分化するのではなく、どこかでやるときに幅広く取り組めないかと考えている。女性センターの場所を使って、女性の就労支援をする際に、対象を拡大し、例えば「女性と39歳までの男性向けの就労支援の相談を行います」というようなコラボや回数を増やすための場所貸しというイメージである。そのため、明確な事業として位置づけることとは別として、女性センターの場所を使い、何かの会場にすることもありうるかと考えている。場所貸しも難しいのではないかと話であれば、そのように担当課と話し合わなければいけないと思っている。

委員：場所貸し以前に、就労支援をそもそも若者に行っていないことがおかしいと思う。また、若い

女性と若い男性に差がないとおっしゃったが、差はあるだろう。貧困率をみると、若い男性も増えてはいるが、貧困ライン以下の女性は3人に1人、男性は4人に1人である。それだけでなく、抱えている悩みに本当に差がないのか見ないといけない。その内容を見ると、女性と男性で相談体制が変わるかもしれない。そのため、貸し館はいいと思うが、支援をしたいと考えるならば、情報を蓄積したり、調査をする必要がある。各女性センターで注目しているのは、若い女性である。貧困対策の一環で若い女性に就労支援をしていくというのは横浜市でも力を入れており、実績もあげているといわれている。そのようなところから入っていき、若者の男性ということであればいいかもしれないが、質が違うように思う。

委員：若い男性にとって厳しい状況であり建設業や製造業は落ち込み、サービス業や介護など従来女性職とよばれるものは伸びている。若い男性が意識を柔軟に、これまで女性職であったところに出ていくことも増えている。ただ、女性センターとして取り上げるときに、「女性職に就けない」といっている男性に「それではだめだ」というなら意味があるが、一般的な就労支援なら他でやるべきではないか。場所貸しは、女性センターのメインの事業を圧迫しない限りはよいと思う。

委員：例えば、場所貸しをして、その中の若い女性の貧困支援というところでの就労支援を女性センターがタイアップして何かをする。場所貸しのところには男女が来ているとか、そのような構図であれば意味が通り、いいタイアップだと思う。それをやる中で、「男性だから今あるサービス業に就けない」というようなケースがあれば、その相談もしていくとか、ジェンダー関係による困難というものによる相談を若い人に対してしていくということならば、論理的である。ジェンダーの視点には、男性の性による抑圧も含まれているため、若い男性がそういう理由で困難を感じているとかであれば、それは一つの考え方である。うまくできれば意味があると思う。

委員：57ページの図表4をみると、女性は非正規雇用が圧倒的に多い。再就職中心ではなく、若い女性にもシフトをしてほしい。まだ女性の問題がかなり大きいため、男性までは手を伸ばさなくてもよいのではないか。

委員：ジェンダーという意味合いで若い男性への支援をすることは非常に意味があるが、ノウハウが必要だと思う。また、男性だからケア労働につくのはおかしいなど、雇用機会が奪われているのであればジェンダー問題である。どこから入ってどうするかをよく考えなければいけないが、実績やノウハウのある若い女性の貧困対策をしっかりとすすめた上であれば、男性に広げていくことがあってもよいと思う。

委員：他の自治体では、若い女性の就労支援に特化して取り組んでいるところがある。ひきこもりは男性が注目されるが、女性もかなりいる。そのような方に来てもらい、話をしていくなかで社会に出るきっかけをつくるような活動を数年続けてきて、それなりに効果を上げている。そのため、取り組むことを決める前に、さまざまな事例を調べてはどうか。

委員：静岡市のアイセル21も若い女性の貧困のための就労支援を行っているためいくつか調べた方がよい。

事務局：実際に、中央区は就労の専門のセンターを持っていないため、既存の中でできないかという議論があった。役割が違うことは承知しているが、今ご意見があったとおおり、取り組むためには、いろいろと調べて整理しなくてはならないことがわかった。

委員：現段階では、女性にもっと力を入れる方がよいということしていきたい。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に係る協議会について

●事務局より、資料3を説明

【主な意見、質疑応答】

委員：進捗評価をしてきたため、違和感はない。仕事が増えるということはあるのか。

事務局：協議会を兼ねていただくことになれば、この推進委員会で女性施策の評価をしていただいたり、ご意見を頂戴し、改めて施策の検討などができると思う。一体的な整理の仕方の方が活動をしやすいと思う。

委員：国の法律が先行していて、いろいろ相談に行っても、「このような法規範であるため無理である」といわれることがある。例えば、保育所の活用についてもそうであるが、入るための順番がある。また、サービス業は土日の勤務があり、週に3日～4日は休んでもらい、あとの3日～4日は来てほしいとしても、保育所が受け入れをしてくれない。サービス業は伸びてはいるが人材確保が難しく、外国人を雇用することも考えている。受け入れる企業と両側の意見を聞いてほしい。マッチングができると素敵な働き方ができると思うが、法律で規制され、優先順位を決められるとやりようがない。ぜひ、協議会などをつくっていただき、進めていくときには、中小企業など女性を雇っている企業側の考えも取り入れていただきたい。

委員：保育士が足りないため、土日に保育をお願いすると保育士の確保も難しいが、福岡では、24時間行っているところもある。中央区には中小企業や小さなお店も多いため、ぜひ考えていただきたい。

委員：いいモデルができると、先進的である。

事務局：子ども・子育て支援法という新しい法律ができ、ニーズ調査をして、ニーズがあれば、基本的にはそれに対応していくことが求められているため、点数が高い人の優先順位が高いが、点数が低い人も本来は保育園に預けたいというニーズがあればやらなければならない。しかし、なかなか追いついていないのが実情である。計画を作るときに別の調査も行っているため、なるべく反映していきたい。

委員：企業内保育所など、中小企業が連合してつくることはどうか。

委員：中央区は昼間人口が多いが、他区からの方が多いため、事業所内に保育所があっても、子どもを連れてくることや帰りにお迎えにいつて帰ることも大変であり、企業内保育所は難しい。他区から来る人のケアができないと一番困る。

委員：そのような調査をして、地元にあった形で、しかも働く人の権利が守られるといういいパターンができれば画期的である。

委員：ファミリーサポートで支援者を育成している。支援者を育てる集中的な講座を作っていただき、保育士のカバーをしていただけるようなシステムをぜひ子育て支援課に考えていただきたい。企業の保育所や無認可の保育園など、まわりにできていて、子どもも増えている。しかし、いっぱいになっていることや複合施設に保育園があるところも大変である状況から、支援のサポートができる女性だけでなく、定年後の男性も含めた養成講座をしてほしい。

委員：ファミリーサポートはしているか。

事務局：社会福祉協議会で行っている。

(5) その他

●事務局より、今後のスケジュールを説明

事務局：9月に中間のまとめを本推進委員会に提示させていただく。そこでいただいた意見をもとに、11月中旬までに修正をさせていただき、中央区男女共同参画行動計画2018（案）を公表し、パブリックコメントを実施していく。平成30年の1月～2月にパブリックコメントを反映した最終案を本推進委員会に提示させていただいた後、3月に策定とさせていただきたい。

3 閉 会